

改正 令和7年6月2日告示第357号

盛岡市住宅省エネルギー改修等推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 住宅の省エネルギーを目的とした改修等の推進を図るため、住宅の所有者が住宅の省エネルギー改修等を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市の区域内に存する一戸建ての住宅（当該住宅の部分を含む。）をいう。
- (2) 住宅の所有者 住宅を所有する者のうち、市税を滞納していない者をいう。
- (3) 住宅の省エネルギー診断 住宅の省エネルギーに係る性能を診断することをいう。
- (4) 住宅の省エネルギー化のための計画策定等 住宅の省エネルギーを目的とした改修を行うための計画の策定、調査若しくは設計又はBELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき、建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に関し表示すべき事項について、第三者機関が評価する制度をいう。）等に基づく住宅の評価をいう。
- (5) 住宅の省エネルギー改修 住宅の開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に係る改修であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
 - (ア) 全体改修（住宅の全体を改修することをいう。以下同じ。）の前の住宅又は部分改修（住宅の部分を改修することをいう。以下同じ。）の前の住宅の部分が省エネ基準に適合していない場合 全体改修の後の住宅又は部分改修の後の住宅の部分が省エネ基準又はZEH水準に適合していること。
 - (イ) 全体改修の前の住宅又は部分改修の前の住宅の部分が省エネ基準に適合し、かつ、ZEH水準に適合していない場合 全体改修の後の住宅又は部分改修の後の住宅の部分がZEH水準に適合していること。
 - イ 改修の後の住宅が、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。
 - (ア) 昭和56年6月1日以後に確認済証の交付を受けて着工していること。
 - (イ) 工事の完了までに、盛岡市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成20年告示第380号）第2第2号に規定する判定値が1.0以上となること。

- (ウ) 工事の完了までに、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に定める基準に適合していること。
- ウ 住宅の設備の効率化に係る改修を行う場合にあっては、その工事費の額が開口部、躯体等の断熱化に係る改修に要する工事費の額の同額以下であること。
- エ 階数が2以下で、かつ、床面積が300平方メートル以下の木造住宅の全体改修を行うことによりZEH水準に適合する場合にあっては、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (ア) 構造計算により構造の安全性が確認された住宅であること。
- (イ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第43条及び第46条の規定に適合し、構造の安全性が確認された住宅であること。
- オ 部分改修を行う場合にあっては、市長が別に定める要件を満たすこと。
- カ 全体改修と併せて住宅の構造の補強に係る工事を行う場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (ア) 全体改修の後の住宅が、ZEH水準に適合していること。
- (イ) エ(ア) 又は(イ)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (6) 住宅の省エネルギー改修等 住宅の省エネルギー診断、住宅の省エネルギー化のための計画策定等及び住宅の省エネルギー改修をいう。
- (7) 第三者機関 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関をいう。
- (8) 省エネ基準 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準をいう。
- ア 全体改修 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に規定する断熱等性能等級の等級4（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4を満たす基準
- イ 部分改修 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の1(3)に規定する開口部の断熱性能等に関する基準
- (9) ZEH水準 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準をいう。
- ア 全体改修 評価方法基準に規定する断熱等性能等級の等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たし、かつ、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級の等級6を満たす基準
- イ 部分改修 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の1(3)に規定する開口部の断熱性能等に関する基準

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる住宅の省エネルギー改修等の区分ごとに同表の当該中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

区分	経費	補助額
住宅の省エネルギー診断	(1) 住宅の省エネルギーに係る性能の調査に要する費用 (2) 住宅の省エネルギーに係る性能につき第三者機関による評価に要する費用 (3) その他市長が必要と認める経費	当該経費の3分の2に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が1戸当たり15万円を超えるときは、1戸当たり15万円を限度とする。
住宅の省エネルギー化のための計画策定等及び住宅の省エネルギー改修	(1) 住宅の省エネルギー改修を行うための調査に要する費用 (2) 住宅の省エネルギー改修に係る設計費 (3) 住宅の省エネルギー改修を行うための計画の策定に要する費用 (4) 住宅の省エネルギー改修に係る設計の内容につき第三者機関による評価に要する費用 (5) 住宅の省エネルギー改修に係る工事費(全体改修と併せて行う住宅の構造の補強に係る工事に要する費用を含む。) (6) その他市長が必要と認める経費	住宅の省エネルギー改修を行った後の住宅が適合する次に掲げる基準等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 省エネ基準 当該経費の10分の4に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が1戸当たり30万円を超えるときは、1戸当たり30万円を限度とする。 (2) ZEH水準 当該経費の10分の8に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が1戸当たり70万円を超えるときは、1戸当たり70万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和11年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項ただし書の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金の交付の件数とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	事業を開始しようとする日の30日前
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	完了から30日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書を受領した日から起算して15日以内